

環境持続可能性に係る合意とカルテル規制に関する英国競争当局の指針(案)について

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023年3月13日号

執筆者:

E-mail✉ [根立 隆史](#)

1. はじめに

2023年2月28日、英国競争当局(競争市場庁)は、競争事業者間における環境持続可能性に係る合意¹(environmental sustainability agreements)及び気候変動に対応するための合意²(climate change agreements)に対する英国競争法のカルテル規制の適用について分析枠組を提示した指針(案)³⁴(以下「指針案」という。)を公表のうえ意見募集手続に付している(期限:2023年4月11日)。

指針案は、環境持続可能性を保護するためには競争事業者間の共同が必要となる場合があり得るという問題意識を前提とする。例えば、環境持続可能性を保護するために単独で最初に行動した事業者はライバル事業者との関係で競争上不利となる場合(例えば、ある事業者がより環境持続可能性があるがコストのかかる原料の使用に切り替える場合には、ライバル事業者も同様に切り替えない限り、ライバル事業者との関係で競争上不利となる場合)、何らかの形で事業者間での共同がなければ事業者にはそのような切り替えを行うインセンティブはない。また、単独ではより環境持続可能性のある結果を生み出すためのリソースや能力を欠いているが共同すれば実現できる場合(例えば、ある事業者が炭素排出を削減するための製造工程に革新をもたらす技術的専門知識を有しているが、当該技術革新を実用化するための研究開発施設を有していない場合)もあり得る。

欧州委員会は、英国競争当局による今回の指針案策定に先立ち、既存の水平的協定ガイドラインを改訂⁵⁶することにより環境持続可能性に係る合意と欧州競争法のカルテル規制との関係について明らかにしており、指針案もそれと整合するものとなっている。

今後、指針案が最終化されれば、英国で事業活動を行う事業者は環境負荷の低減に向けた共同の取組を行う場合には指針に沿ったものとする必要があるため、本稿では、指針案の内容を簡潔に紹介することとしたい。

¹ 環境持続可能性に係る合意:事業活動が環境持続化に対して有する影響を防止・減少・軽減させること又は環境持続化に対して与える影響を評価することを意図した競争事業者間の合意又は共同行為。例えば、空気・水の品質の改善、生物多様性の維持又は資源の持続的使用の促進を目的とした合意等が想定されている。

² 気候変動に対応するための合意:環境持続可能性に係る合意の一種であり、国内法又は国際法に基づく法的拘束力のある気候変動に係る英国の目標達成に貢献する合意を含む。通常、商品・サービスの生産・消費から生じる二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスから生じる負の外部性を減少させる合意であり、例えば、二酸化炭素の排出を伴う特定の生産工程を段階的に取りやめる旨の生産者間の合意、電気自動車の使用に切り替える旨の運送会社間の合意、化石燃料の生産者に対して資金や保険の提供といった支援を行わない旨の合意等が想定されている。

³ 「Draft guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to environmental sustainability agreements」([Draft guidance document \(publishing.service.gov.uk\)](#))

⁴ 指針案の内容は最終的には2023年1月25日から2023年3月8日にかけて意見募集手続が実施された英国水平的協定ガイドライン「Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements」([Draft guidance: Application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements \(publishing.service.gov.uk\)](#))に反映される予定。

⁵ 「Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal cooperation agreements」([2022 hbers \(europa.eu\)](#))

⁶ 欧州委員会ウェブサイト([2022 hbers \(europa.eu\)](#))によれば、意見募集は2022年3月1日から同年4月26日まで行われたようであるが、現時点で改訂案は最終化に至っていない模様。

なお、日本の公正取引委員会も、2023年1月13日、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)を公表し、同年2月13日を提出期限として意見募集を実施している⁷。これは環境負荷の低減と経済成長の両立する社会の実現に向けた事業者及び事業者団体の行為について独占禁止法上の問題についての判断枠組や判断要素を明らかにしたものであるが、欧州委員会や英国競争当局の指針案とは異なり、取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択(いわゆる垂直的制限)、優越的地位の濫用行為並びに企業結合との関係での独占禁止法上の考え方を含むものであり、カルテル規制との関係での独占禁止法上の考え方の整理に留まらない点でより野心的なものとなっている。

2. 指針案の構成

指針案は、①カルテル規制に違反する可能性が低い合意、②カルテル規制の適用免除が認められない限りカルテル規制に違反する可能性がある合意、③カルテル規制の適用免除が認められる合意について多くの具体例を用いて解説するとともに、④気候変動に対応するための合意についてはカルテル規制の適用免除の要件の充足が緩やかに認められることを明らかにしたものとなっている。

3. カルテル規制に違反する可能性が低い合意

(1) 主要な競争要素(the main parameters of competition)に影響を与えない合意

環境持続可能性に係る合意が、価格・数量・品質・選択又は技術革新といった主要な競争要素に影響しない場合は競争上の懸念を生じさせる可能性は低い。例えば、再利用を予定しないプラスチックの事業所内における使用禁止、事務所で熱・空調使用の抑制、印刷数の制限といった同一企業グループ内の行為に係る合意、生産段階で生じる温室効果ガス排出効果を削減・調整・相殺する活動であり、主要な競争要素に影響しないものに関与するための資金をプールする旨の合意が想定されている。

また、業界内又は消費者に対して環境持続可能性についての問題意識を高める共同キャンペーンの組織化に係る合意やカーボンプライシングに関する政策・法令変更のための共同のロビー活動(自己の利益を保護・促進するために共同で政策・法令変更に影響を及ぼす活動)がこうした合意に該当するとされている。

(2) 事業者が単独では実現できないことを共同で行うことの合意

ある事業者が例えば、技術的能力がない等の客観的理由で単独では実施できない取組を他の事業者と共同で実施する場合には、合意がなければ存在していたであろう競争を制限するという自体が生じないから、より競争制限的でない方法で当該取組を実施できた場合を除き、競争上の懸念を生じさせる可能性は低い。例えば、複数の住宅メーカーが、ある地域において新たにより効率的な技術を用いたゼロ・エネルギー住宅を開発する試験的プロジェクトに参加する場合において、仮に個別の住宅メーカーが当該プロジェクトを実施するための技術的専門知識といったリソース・能力を欠いていた場合には共同での当該プロジェクトの実施が競争上の懸念を生じる可能性は低いとされている。

また、例えば、事業者が環境持続可能性を保護する目的で初期段階の科学的・技術的調査に参加する場合において、仮に事業者がそれぞれ補完的なスキルを有しており、お互いの協力なしには当該調査や技術開発ができない場合には、共同での調査の実施が競争上の懸念を生じる可能性は低いとされている。

(3) 法律により共同行為が要請されている場合

法律上の要請に従うための競争事業者間の共同行為はカルテル規制の対象外となる。但し、法律が事業者に要請するのではなく単に事業者間の共同行為を促すのみであればカルテル規制の対象となる。国内又は国際的な法律上の要請に従う旨の競争事業者間における合意は、事業者は法律上の要請に従うことが期待されているのであるから、競争上の懸念を生じる可能性は低い。

⁷ [\[令和5年1月13日\]「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」\(案\)に対する意見募集について | 公正取引委員会 \(jftc.go.jp\)](https://www.jftc.go.jp/press/20230113_01.html)

(4) サプライヤー・顧客についての情報収集

あるサプライヤーが環境持続可能性のあるバリューチェーンを構築している、環境持続可能性のある生産工程を採用している、環境持続可能性のある原料を提供しているといったサプライヤーの環境持続可能性に係る適格性(credentials)についての情報を収集する旨の合意は、こうしたサプライヤーから調達する(又は調達しない)ことを義務付けず、こうしたサプライヤーから調達する価格・数量といった競争機微情報を共有しない場合には競争上の懸念を生じる可能性は低い。

また、例えば、リサイクル・処理を適切に実施する顧客といった顧客の環境持続可能性に係る適格性についての情報を収集する旨の合意は、こうした顧客の購入価格・数量といった競争機微情報を共有しない場合には競争上の懸念を生じる可能性は低い。

(5) 業界標準の創設

製品や工程をより持続可能とすることを意図した業界標準・行為規範を発展させるために共同する場合は競争上の懸念を生じる可能性は低い。但し、①標準等への参加基準に透明性があること、②標準等への参加が強制されないこと、③他の事業者は合理的かつ無差別的な条件で標準等に参加することができること、④参加者は自由に他の標準等を策定し標準等に適合しない商品を生産することができること、⑤参加者は標準等により設定された最低目標を自由に上回ることができる必要があること。

例えば、本・雑誌について、最低 50%の再生紙を使用し、残りは持続可能な資源を使用していること、環境に優しい印刷工程・インクを使用して印刷していることを保証するために出版社によって使用されるロゴの創設が想定されている。ロゴの基準はロゴの使用を促進するために立ち上げられたウェブサイトに掲載され、参加する出版社は出版する本の全てに基準を適用する義務を負わないが、ロゴが付された本が基準に準拠していることを確保する義務を負う。第三者は基準に従う限りは無差別の条件でロゴの使用が許容され、出版社が別の基準を開発したり別の基準に参加することは自由であり、50%超の再生資源を使用することも妨げられないといったスキームが想定されている。

(6) 持続可能でない製品や工程の段階的廃止・撤回

競争事業者が環境持続可能性のない工程を段階的に廃止することや環境持続可能性のない製品の供給を停止し、環境持続可能性のある代替物を使用することを合意することは、相当程度の価格上昇や相当程度の製品選択肢の削減を伴わない限り、競争上の懸念を生じる可能性は低い。

例えば、事業者が特定の種類の包装の使用を停止しても、それが相当程度の価格上昇につながらない場合にはカルテル規制に違反する可能性は低い。同様に、事業者が特定の種類の製品の供給を停止しても、顧客が当該事業者や他の事業者から調達できる場合にはカルテル規制に違反する可能性は低い。

(7) 気候変動に対応する業界全体の取組

環境持続可能性について業界全体で拘束力のない目標・抱負(例えば、二酸化炭素の排出削減に関するもの等)を設定することや事業者独自の目標の設定・達成を容易にするために共同することは競争上の懸念を生じる可能性は低い。

例えば、参加者が事業活動に関する排出量を計算し報告できるようオープンソースで入手可能な共通の計算方法を開発することや目標設定のための共通枠組を構築することはカルテル規制に違反する可能性は低い。

4. カルテル規制に違反する可能性のある合意

(1) 競争制限目的⁸を有する合意

ア 典型的な場合

価格協定、市場・顧客分割、供給量制限、品質・技術革新の制限を伴う環境持続可能性に係る合意はカルテル規制に違反する可能性がある。例えば、環境持続可能性に係る標準に適合する商品の販売価格の合意は競争制限目的を有する合意にあたる可能性が高い。また、環境持続可能性の目標に適合したり、目標により迅速に達成することを可能とするような自己又は他者の技術革新の能力を制限することを意図した合意は競争制限目的を有する合意にあたる可能性が高い。

イ 適用免除

理屈的には競争制限目的を有する合意は直ちに競争法違法というわけではなくカルテル規制の適用免除の要件を満たせば違法とはならない。但し、実際にはその立証のハードルは高い。

ウ 付随的制限

競争制限目的を有する合意であっても、競争制限が環境持続可能性に係る合意の履行に直接的に関係し、かつ必要である場合であって、環境持続可能性に係る合意自体がカルテル規制に違反しないか、適用免除が認められる場合には、当該競争制限が付随的制限(ancillary restraint)として許容され得る。ある合意が付随的制限といえるためには、当該競争制限なしには合意の履行が不可能であるか否かを精査する必要があり、当該競争制限なしには合意の履行が困難であったり、又は利益が出ないというだけでは付随的制限には該当しないとされている。

付随的制限の例としては、例えば、競争事業者が顧客への商品の販売価格を低く押さえるために共同で原材料について交渉して購入することにより、低カーボンフットプリント商品の生産・購入を促進するといった大規模サプライヤーからの低カーボンフットプリントの原材料の共同購入の場面における制限が挙げられる。共同購入を効果的に実行するために購買グループが参加メンバーに対して他の競合する購買グループへの参加を制限することは、それが競争制限目的又は効果を有するか否かに関わらず、購買グループが適正に機能し、サプライヤーとの関係で購買力を維持することを確保するために必要かつ均衡がとれたものである場合には付随的制限に該当し、競争上の懸念を生じない。

エ 共同ボイコット

ある文脈では競争制限目的を有する合意とみなされるが、他の文脈では競争制限効果を有する合意とみなされる種類の合意がある。例えば、購入者グループが環境持続可能性のある商品を販売するサプライヤーのみから購入する旨の環境持続可能性に係る合意である。こうした合意は、過去において競争制限目的を有する合意とみなされてきた水平共同ボイコットとみなされる行為を含むにも関わらず、それとは区別され、競争制限効果を有する合意としての分析対象となる。これは、水平共同ボイコットの場、その意図するところは共同ボイコットに参加する事業者と同一段階において事業活動を行う競争事業者を排除することにあるのに対し、購入に係る合意の場合、その意図するところはサプライチェーンから環境持続可能性のない製品を排除することにあるからである。

(2) 競争制限効果を有する合意

環境持続可能性に係る合意が競争制限目的を有する合意にあたらない場合、そうした合意が競争に及ぼす相当程度の負の効果(an appreciable negative effect on competition)を有する場合、カルテル規制の適用免除が認められない限り、カルテル規制

⁸ 英国競争法上、競争制限目的を有する合意と競争制限効果を有する合意の区別は重要であり、競争制限目的を有する合意が認定されれば効果について検討することなく適用免除の要件を満たさない限り違法となる(欧州競争法も同様)。競争制限目的を有する合意に該当するか否かは、合意の内容、目的、合意がなされた法的・経済的な状況が考慮されることとなる。

に違反することとなる。

環境持続可能性に係る合意は、価格上昇、供給量・品質・選択肢・技術革新の低減、市場分割、競争事業者の市場からの排除といったあらゆる種類の競争制限効果を有する場合があります、その評価に際しては以下の要素が考慮される。

- ・合意が対象市場(relevant market)の全部又は一部をカバーするか否か。合意がカバーする対象市場の範囲によっては他の商品又はサプライヤーから受ける牽制力ゆえに競争上の懸念が生じない場合も想定される。
- ・合意に参加する事業者が単独又は共同で対象市場において市場支配力を有するか否か。参加事業者の市場支配力が大きければ大きいほど、競争上の懸念が生じる可能性が高くなる。
- ・合意が参加事業者の事業活動の自由を制限する程度。例えば、ある商品について新たな標準を開発する合意の場合、標準に適合しない商品を販売する自由があるか否か、標準で設定された最低基準を上回る自由があるか否かが考慮される。
- ・第三者が合意に参加できるか否か。例えば、環境持続可能性についてラベルシステムを導入する合意の場合、他の事業者も非差別的な条件で当該システムを利用することができるか否かが考慮される。
- ・合意がその履行に必要な競争機微情報の交換を含むか否か。
- ・合意が相当程度の価格上昇、供給量・品質・選択肢・技術革新の低減につながる可能性があるか否か。

5. カルテル規制の適用免除が認められる合意

競争制限目的を有する合意又は競争制限効果を有する合意であっても、合意による利益が競争上の不利益を上回る場合には適用免除が認められる。適用免除が認められるためには以下の4要件を満たすことを事業者側が立証する必要がある。

- ・合意は、生産・流通の改善や技術的・経済的進歩の促進への貢献といった利益に資するものであること
- ・合意による競争制限は利益の実現に不可欠であること
- ・消費者が公平に利益(a fair share of the benefits)を享受すること
- ・対象市場の大部分において競争を排除しないこと

(1) 生産・流通の改善又は技術的・経済的進歩の促進

合意参加者は次のような合意から生じる客観的利益について証拠を有する必要がある。

- ・温室効果ガス排出量の削減といった市場が対処できなかった特定の商品・役務の生産・消費から生じる有害な影響の除去・削減
- ・環境への影響が低減された新規・改良商品の製造といった商品の選択肢・品質の改善
- ・より環境持続的である新たな原料について規模の経済を実現するためにリソースを集結することにより商品をより安価に生産・流通させることを可能とする生産・流通コストの削減
- ・新規のクリーンな技術の導入といった生産・流通工程の改善
- ・新規のエネルギー効率のより優れた工程の開発といった技術革新の増大

(2) 不可欠性(合理的な必要性)

仮に合意がない場合には、例えば、経済的な理由又は専門知識・規模を欠くゆえに合意が達成しようとする利益を実現できない場合や合意により当事者がより効率的に(より安価又は迅速に)利益を実現できるようになる場合には、合意は利益の実現に不可欠(又は合理的に必要)であるとみなされる。

例えば、環境持続可能性のある原料(例えば、プラスチックの代替品)を採用する旨の競争事業者間の合意は、仮に合意が、低廉な最終販売価格を通じて、より持続可能な原料に対する需要を著しく増大させることにより規模の経済を達成することを可能とし、合意がない場合と比較してコスト削減から利益を享受できる場合には、利益の実現に不可欠であるとみなされる。

業界でより環境汚染を招かない素材が開発されたが、商品が著しく高価になり、持続可能な商品の販売を促進するための追加的な投資を行う必要があるため、生産者は単独では新素材を使用するインセンティブがない場合、生産者が共同で先行者不利益(first mover disadvantage)を克服して利益を実現させる(又はより早期に実現させる)ために新素材を使用する合意を行う必要

がある。

当事者のインセンティブを揃えて合意の実現に向けた活動に当事者を集中させるために競争制限が不可欠となる場合があるが、例えば、当事者が合意した標準に従って事業活動を行う旨の合意をした場合、仮に任意的な標準の場合では生じなかったであろうのような追加的な利益が生じるのか当事者は証明する必要がある。

持続可能な商品の需要が既にある場合、事業者は当該需要を満たすために競争すべきであるから、合意は利益を実現するために不可欠ではないが、その場合、持続可能な商品を望む消費者が十分に存在する必要がある。仮に持続可能な商品の需要が市場規模や規模の経済の観点で不十分であり、競争事業者間の共同行為により消費者に生じる利益がより早期又は効率的に実現する等の場合には、合意は不可欠であるといえる。

合意が対処しようとする環境への悪影響に対応した規制・政策が既に存在する場合には、合意は、こうした規制・政策の目標を上回ることを可能とするか、より迅速又は効率的に目標を達成することを可能とするために必要である場合がある。その場合、当事者は既存の政策・規制の欠点やどの程度合意が利益の実現のために不可欠であるのか説明する必要がある。

合意は関係する利益の実現に不可欠である必要があり、制限の範囲・期間は慎重に考慮されなければならない。合意は不必要な競争制限を含んではならず、より制限的でない方法で同一目的が実現されるのであれば、その方法が採られるべきである。例えば、新規かつより持続可能な商品を共同生産する場合、利益の実現のためには新商品の販売価格まで合意する必要はない。

(3) 消費者利益

当事者は合意から生じる利益を英国消費者が享受し、当該利益が合意から生じる不利益を上回ることを示す必要がある。利益は将来及び現時点の直接及び間接的なユーザーへの利益を含むものであり、こうしたユーザーは合意の当事者の直接的な顧客のみならずこうした顧客から商品を購入する顧客を含む。

例えば、合意が商品の品質・選択肢の改善や低価格をもたらす場合には、消費者は合意の対象商品の消費・使用の結果として直接的に利益を受けることとなる。例えば、プラスチック包装の代わりに他の環境持続資源を用いた包装を使用する事業者間の合意は、商品寿命を長期化したり商品価格を低下させるという形で消費者に直接の利益をもたらす。

また、消費者が合意の有する環境持続可能性や他者の利益を重視する場合には、消費者は間接的にも利益を受けることとなる。例えば、家具メーカー間における持続可能性なしに育てられた木材から製造された家具を輸入・製造しない旨の合意が家具の価格上昇につながる場合には、家具の品質や寿命の改善といった直接的な使用による利益より森林破壊に貢献しないという間接的な利益を重視する消費者は持続可能な木材から製造された家具に対して高い価格を支払うことを惜しまないであろう。

通常、利益を受ける消費者として念頭に置かれるのは、消費者に生じる競争制限効果のコストは、消費者が享受する利益によって埋め合わされなければならないから、合意が対象とする商品・役務の消費者(対象市場の消費者)である。例えば、特定の商品について環境に有害な部品の使用を制限する合意の結果、商品価格が上昇する場合、改善された商品から消費者が得る利益は消費者に生じたコストを上回るものでなければならない。通常、ある市場の消費者に生じる損害を他の市場の消費者に生じる利益で埋め合わせることは適切でないが、二つの市場が関係している場合、競争制限により影響を受けた消費者と利益を受ける消費者が実質的に同一又は重なる場合には別の市場で生じた利益は考慮され得る。

(4) 競争の排除がないこと

適用免除が認められるためには、合意は対象商品の大部分で競争を排除するものであってはならず、合意が対象とする市場においてある程度は競争が残存する必要がある。但し、合意が対象商品の全てを対象とした場合であっても、例えば、価格や品質といった主要な競争要素において競争する余地がある場合や合意が市場における全事業者ではなく一部の事業者を含むに過ぎない場合には尚もこの条件を満たすこととなる。

6. 気候変動に対応するための合意

気候変動に対応するための合意に適用されるカルテル規制の適用免除の条件は基本的には他の環境持続可能性に係る合意と同じだが、「消費者が公平に利益を享受すること」の条件については、気候変動がもたらす重大な影響ゆえにより許容的なアプローチが適用される(その他の3要件については環境持続可能性に係る合意と同じ。)

前述のとおり、「消費者が公平に利益を享受すること」の要件において念頭に置かれる消費者は、通常、合意が対象とする商

品・役務の消費者であるが、気候変動に対応するための合意については、対象市場の消費者に生じる利益のみを考慮することは適当でないとする。

気候変動に対応するための合意の場合は、対象市場の消費者とその他の消費者との間で合意により生じる利益を分配して考えるのではなく、合意により生じる全英国消費者の利益の総体が考慮される。

例えば、運送会社間で運送車両を電気自動車に代える旨の合意は二酸化炭素排出の削減を通じて全英国消費者に裨益するところ、運送会社は、こうした合意から生じる利益を対象市場における運送サービスの消費者とその他の消費者に割り当てることなく、合意の結果生じる不利益(例えば、運送サービス料金の上昇)を埋め合わせるための全英国消費者に生じる二酸化炭素削減という利益を考慮することができる。

但し、当事者は、利益が法的拘束力を有する既存の要請又は確立した国内・国際的目標と一致すること、英国消費者が合意から利益を得ること及び利益が不利益を埋め合わせることを示す必要がある。

7. 終わりに

指針案は基本的には英国でビジネスを行う事業者を対象としたものではあるが、欧州委員会による水平的協定ガイドライン改訂案と整合するものであるから、指針案で明らかにされた考え方は欧州競争法の遵守の観点からも大いに参考とされるべきものである。

今後、指針案が最終化されれば、英国で事業活動を行う事業者は指針に沿った環境負荷の低減に向けた共同の取組が求められることとなる。意見募集手続を経てどのような内容で指針案が最終化されるのか注目される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 